

IASB会議報告（第116回から第117回まで）

IASB（国際会計基準審議会）及び米国財務会計基準審議会（FASB）との第116回の臨時合同会議が2010年5月4日にテレビ会議で開催された。また、第117回会議が、2010年5月17日から20日の4日間にわたって行われ、その間に、IASBのみの会議及びFASBとの合同会議が、ロンドンのIASB本部で開催された。

第116回会議は、IASBとFASBの合同会議で、連結、包括利益計算書を一計算書とするためのIAS第1号（財務諸表の表示）の改訂及び概念フレームワーク（測定）が議論された。ここでは、及びについて議論の内容を紹介する。

第117回会議でのIASBの議論では、連結、金融商品（ヘッジ会計）、排出量取引（排出量取引のスキームに関するスタッフのリサーチ・ペーパーの内容及び公表について議論）、経営者による説明、ジョイント・アレンジメント（IAS第31号（ジョイント・ベンチャー）の改訂）、年次改善プロジェクト及び国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況が議論された。本稿では、上記及びの議論の内容を紹介する。

一方、FASBとの合同会議では、収益認識、連結、リース、概念フレームワーク（財務報告の目的及び質的特性）及び保険会計が議論された。なお、認識の中止は、予定されていた議論の多くを終了することができなかつたため、議論されなかつた。本稿では、上記からまでの議論の内容を紹介する。

IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。

第116回臨時会議（2010年5月4日）

IASBとFASBの合同会議

1. 連結

今回は、連結子会社の開示、非連結仕組企業の開示及び投資会社（investment company）の開示の3つについて議論が行われた。これらは、2010年4月の合同会議で議論する予定であったが、時間の都合で議論ができなかつたため、この臨時会議で議論されたものである。

(1) 連結子会社の開示

開示全般にわたる原則を規定する一般開示原則及び連結子会社の開示に関しては、2010年3月に議論されたが、さらに検討することがスタッフに指示されていた。これを受け

て、スタッフから、今回、一般開示原則及び連結子会社の開示に関する改訂提案が示され、議論が行われた。

スタッフから提案された改訂一般開示原則は次の内容を開示すべきというものである。

- (a) 連結グループの構成（その変更を含む）
- (b) 将来キャッシュ・フローを生成するために、被連結企業（consolidated entities）の資産及び資源へアクセスできる又は利用することができる報告企業的能力に対する重要又は非経常的な、法律上、契約上又は規制上の制約の影響。
- (c) 報告企業の他の企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動、並びに、それらのリスクがどのように将来キャッシュ・フローに影響するか。

さらに、財務諸表の利用者が企業グループの構成を理解するのに役立つように、報告企業は以下の事項を開示すべきかについても議論された。

- (a) 持分保有者が企業に対して重要な投資を保有しているが、当該企業を指図するパワーを有していないと結論付ける状況では、(i)判断の根拠となる状況と事実、(ii)支配することなく企業の重要な持分を保有する合理性又は戦略（当該リスクを軽減するために採用された戦略を含む。）
- (b) 個別に重要な子会社のリストで、(i)名称、(ii)設立国又は所在国、(iii)所有比率（所有比率と異なる場合には、議決権比率も）及び(iv)要約財務情報を含むもの。

今回、議論は行われたが、これらに関して合意に達した事項はなかった。この問題は引き続き議論が行われる予定である。

(2)非連結仕組企業の開示

ここでは公開草案第10号（ED第10号：連結財務諸表）で提案されている非連結仕組企業（unconsolidated structured entity）に関する開示提案を改訂すべきかどうか、また、非連結仕組企業に対する米国会計基準とED第10号との開示をどのように一致させるかに関して議論が行われた。ED第10号第48項(d)では、報告企業の非連結仕組企業に対する関与の性質及びリスクについて開示することが求められている。この要求は、証券化などによって、報告企業が非連結仕組企業との間で有する信用リスクなどの情報が十分開示されていないことに対応するものである。

今回は、報告企業の他の企業（非連結仕組企業）への関与をどのように定義するか及び報告企業が、自ら設立又はスポンサーとなっている仕組企業に対して有する関与の性質及び程度に関する開示をすべきかの2点が議論された。

他の企業に対する関与の範囲

現在議論している開示目的には、「報告企業の他の企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動、並びに、それらのリスクがどのように将来キャッシュ・フローに影響するか」があるが、非連結仕組企業の開示の関係で、この原則をどのように解釈するかについて議論が行われた。具体的には、他の企業への関与をどのように理解するかに関して、

報告企業が非連結仕組企業のリターンの変動にさらされている場合と考えるか（米国会計基準や公開草案第10号（連結財務諸表）で採用されている考え方）、又は、報告企業が、仕組企業に対して有する資産と負債の帳簿価額を超える損失にさらされる場合にのみ関与が存在すると考えるか（この場合には関与を狭く定義することになる）という2つの考え方が議論された。

議論の結果、報告企業が非連結仕組企業のリターンの変動にさらされている場合に、報告企業は、開示すべき関与を非連結仕組企業に対して有していると考えること（上記の考え方）が暫定的に合意された。

報告企業が設立又はスポンサーとなっている仕組企業への関与情報

ED第10号B41項では、報告企業が設立又はスポンサーとなっている仕組企業に関連して、次の情報を開示することを求めている。

- (a) 報告企業が設立又はスポンサーとなっている仕組企業への関与から生じる報告企業の収入
- (b) 仕組企業が設立された時点で仕組企業に移転された資産の公正価値

今回、この要求を維持すべきかどうか議論された。

議論の結果、IASBは、文章表現をさらに検討することを条件に、上記2点の開示を求めることに暫定的に合意した。FASBは、これら2点の開示を求めないことに暫定的に合意した（ただし、上記(a)については、特別に開示を求めるのではなく、一般開示原則がこの内容をカバーすべきとされた）。

(3)投資会社の開示

2010年4月会議で、投資会社とは、次のすべての規準を満たす会社とすることが暫定的に合意されている。

- (a) 明確な事業目的：投資会社の明確な事業目的は、収益（current income）、資本増価（capital appreciation）、又はその両方を求めて投資活動を行うことである。
- (b) 出口戦略（exit strategy）：企業は、投資を回収するための識別された潜在的な出口戦略及びあらかじめ決められた時間（ある期間）を有している。
- (c) 投資活動：企業のほとんどすべての活動が、収益、資本増価、又はその両方を求める投資活動である。企業及びその関連会社は、他の投資家又は被投資会社と無関係な人が入手できない被投資会社からの便益を獲得してはならない。
- (d) 単位所有持分（unit ownership）：企業の所有持分が、投資単位（units of investments）によって表象されている。
- (e) 資金のプール：企業の所有者の資金が、所有者が集団として専門的な投資管理を活用できるようにプールされている。

- (f) 公正価値：すべての投資が、公正価値によって、管理され、その業績が評価されている（内部的にも外部的にも）。
- (g) 報告企業：投資会社は報告企業でなければならない。
- (h) 金融負債（debt）：投資会社の被投資企業への資金の提供者は、当該企業（投資会社）の他の被投資企業に対して、直接の請求権（direct recourse）を持っていてはならない。

今回、このような定義を満たす投資会社に関する開示について議論が行われた。

議論の結果、次の事項を開示することを求めることが暫定的に合意された。

(a) 投資会社が、従前は契約で要求されていなかった被支配投資先(controlled investees) に対して財務上又は他の支援を提供しているかどうか。

(b) 被支配投資先が投資会社に資金を移転する送金能力に関する重要な制限の性質や程度。このほか、投資会社に対して、被支配投資先の要約財務情報を開示することは要求しないことが暫定的に合意された。

また、現在米国会計基準で求められている投資会社に関する追加開示を I F R S の中に追加するかどうかに関しては、今後検討することとされた。このような追加開示には次のものがある。

- (a) 保有する投資の種類、投資に関連する産業、国又は地域、及び、投資の価値に関する情報を含む投資の明細表。
- (b) 財務ハイライト表。この表には 1 株当たり投資損益、1 株当たり実現損益及び未実現損益、株主への配当、購入プレミアム、償還手数料、関係会社による支払、費用対純投資収入比率、リターン総計、資本コミットメントが含まれる。

2 . 包括利益計算書の改訂（一計算書方式への統一）

今回は、包括利益計算書（statement of comprehensive income）の名称を変更するための議論が行われた。

現在、I A S 第 1 号（財務諸表の表示）では、包括利益計算書に 2 つの方式（一計算書方式と二計算書方式）を認めているが、F A S B での包括利益計算書の改訂と平仄を合わせるべく、これを一計算書方式のみとするための I A S 第 1 号の改訂が議論されている。一計算書にすることによって、包括利益計算書では、当期純利益が途中段階の利益として表示され、さらに、当期純利益の後にその他包括利益が示され、末尾が包括利益となる。この問題は、財務諸表の表示プロジェクトで扱われていたが、今回、この改訂を財務諸表の表示プロジェクトとは別に行うこととしたのは、次の理由による。

- (a) F A S B が 2 0 1 0 年 5 月に公表した金融商品会計基準の改訂のための公開草案と同時に、包括利益計算書を一計算書方式のみに限定する改訂提案が公表されており、それと平仄を合わせる。また、これによって、F A S B の金融商品会計基準と I F R S 第 9

号（金融商品）の包括利益計算書上での損益認識の相違がよりわかりやすくなる。

(b) 退職後給付プロジェクトでは、年金費用を勤務、財務費用及び再測定と3つに分解表示する公開草案を2010年4月に公表したが、その中で「再測定」をその他包括利益で表示することを提案しているが、包括利益計算書を一計算書方式とすることによって、この分解表示の全容を示すことができる。

包括利益計算書を一計算書方式のみとするため、IAS第1号の改訂を行なうことは、2010年2月の会議で暫定合意されているが、一計算書方式のみとすることに対する反対（一計算書では、当期純利益が途中段階の利益としてしか表示されないため、その重要性が没却される恐れがあるといった批判）も根強い。今回の改訂は、一計算書方式のみとすることによって当期純利益の重要性を減じようとするものではなく、また、その他包括利益の表示の改善を図ることが目的であるため、これを反映するように包括利益計算書の名称を変更すべきであるという観点から議論が行われた。

議論の結果、包括利益計算書の名称を「当期純利益及びその他包括利益計算書（statement of profit or loss and other comprehensive income）」とすることが暫定的に合意された。この名称変更によって、IFRSの中では、「包括利益計算書」がすべて「当期純利益及びその他包括利益計算書」に置き換わることになるが、この名称の使用は強制されおらず、その実態を示す適切な名称を用いることもできるとされているので、引き続き包括利益計算書という表現を用いることは可能である。これらを反映した公開草案ED/2010/5 その他包括利益項目の表示（Presentation of Items of Other Comprehensive Income）は、2010年5月27日に公表された（コメントの締め切りは、2010年9月30日）。なお、FASBは、このような名称を変更しないことを暫定的に決定している。

第117回会議（2010年5月17日から20日）

IASB会議

1. 連結（投資会社）

今回は、投資会社に関する暫定合意の結果としてのIAS第28号（関連会社投資）及びIAS第31号（ジョイント・ベンチャーに対する持分）の改訂及び2011年における投資会社の初度適用についての議論が行なわれた。

(1) IAS第28号及び第31号の改訂

今回、IAS第28号及び第31号にある範囲除外規定の文言を、現在連結プロジェクトで検討している「投資会社（定義については、5月4日の臨時会議を参照）」と整合するように改訂する必要があるかどうか、及び、もし、改訂をして投資会社の定義を採用す

る場合、投資会社が保有する重要な影響のある企業及び共同支配されている企業への投資に対して公正価値測定を強制すべきかが議論された。

I A S 第 2 8 号 第 1 項 及 び 第 3 1 号 第 1 項 には、ベンチャー・キャピタル組織又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似の企業によって保有されている関連会社又は共同投資企業に対する持分で、I F R S 第 9 号（金融商品）に従って公正価値で測定され、その変動が当期純利益で認識されているものについては、これらの規定を適用しないという範囲除外規定がある。ここで触れられているベンチャー・キャピタル組織やミューチュアル・ファンドなどについての明確な定義は、I A S 第 2 8 号 及 び 第 3 1 号 にはなく、これらが投資会社の定義と整合的かどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) I A S 第 2 8 号 及 び 第 3 1 号 の「ベンチャー・キャピタル組織又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似の企業」という表現を「投資会社」に置き換える。
- (b) 投資会社は、その保有する関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資を公正価値で測定しなければならない。

なお、現在の I A S 第 2 8 号 及 び 第 3 1 号 の 除 外 規 定 を 投 資 会 社 で 置 き 換 え る こ と に よ っ て、現在範囲除外とされているベンチャー・キャピタル組織又はミューチュアル・ファンドなどが範囲除外にならなくなるといった影響があるかどうかに関しては、公開草案において質問を行ない、広く意見を求めることが了解された。

(2) 2 0 1 1 年 における 初度適用

2 0 1 1 年 1 月 1 日 から 新 た に I F R S を 初 度 適 用 す る 国 が い く つ か あ り、これらの国の会計基準で、投資会社の投資に公正価値測定が要求されている場合には、今回の投資会社に関する基準改訂が 2 0 1 1 年 1 月 1 日 に 発 効 し て い な け れ ば、I F R S の 採 用 に よ り、現行 I A S 第 2 7 号（連結財務諸表及び分離財務諸表）に基づいて、投資会社には、その投資先の子会社を連結した連結財務諸表の作成が要求される。その後、改訂基準が 2 0 1 2 年 以 降 か ら 適 用 さ れ る と、投 資 会 社 の 子 会 社 に 対 し て は、公 正 価 値 測 定 が 求 め ら れ る こ と に な る。このように、発効日が 2 0 1 1 年 1 月 以 降 に な る 場 合 に は、短 期 間 で、会 計 処 理 が、公 正 価 値 測 定 か ら 連 結 へ、そ し て、再 び 公 正 価 値 測 定 へ と 変 更 と な る。このため、初度適用企業で、各国の会計基準で投資会社に対して公正価値測定を求めている場合には、I F R S の 初 度 適 用 後 も 各 国 会 計 基 準 に 基 づ く 投 資 会 社 に 対 す る 公 正 価 値 測 定 を 継 続 し て 適 用 で き る 例 外 規 定 を 設 け る べ き と の 指 摘 が あ り、この点が議論された。

議論の結果、初度適用企業に対して、投資会社に関する公開草案が採用されることを前提に、各国の会計基準を短期間継続して適用するという例外は設けないことが、暫定的に合意された。

2. 金融商品（ヘッジ会計）

今回は、ネット・ポジションを含めたヘッジ対象（hedged items）の閉じたグループが、ヘッジ関係の指定ができるヘッジ対象として適格かどうか及び 契約上特定されたリスクの構成要素（contractually specified risk component）がヘッジ対象として適格かどうかについて議論が行われた。

(1) グループ及びネット・ポジションのヘッジ対象としての適格性

これまで、新しいヘッジ会計では、ヘッジ会計を簡素化するため、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジという2つの手法を用いるのではなく、キャッシュ・フロー・ヘッジのメカニズムを用いて一元的にヘッジ会計を処理することが暫定合意されている。キャッシュ・フロー・ヘッジのメカニズムでは、ヘッジ対象の測定属性は変更せず、ヘッジ手段に生じた損益をいったんその他包括利益（OCI）で認識し、ヘッジ対象の損益が当期純利益で認識されるときにヘッジの効果が現われるように、OCIで認識されていたヘッジ手段の損益が当期純利益にリサイクルされる。

今回、ヘッジ対象のグループ及びネット・ポジションのヘッジを検討するのは、このようなヘッジ手法が企業の一般的な管理手法であり、このようなマクロ又はポートフォリオのヘッジ会計モデルに適用されるヘッジ規準を新たに作成する必要があると考えられるからである。今回議論されているヘッジ対象の「グループ」には、類似の項目のグループで、それらがグロスのポジションを構成するもの及び相互に部分的に相殺し合う項目を含むグループで、それらがネットのポジションを構成するものの双方が含まれている。

議論では、確定約定（firm commitment）のグループが有する為替リスクをヘッジ対象とするグロス及びネット・ポジションのヘッジ（ヘッジ手段は、先物為替予約と保有する外貨）が検討された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) グループ及びネット・ポジションにヘッジ会計を適用するための特別なヘッジ適格性規準を設けない。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジのメカニズムを採用することによって生じるOCIと当期純利益との間のリサイクリング（ヘッジ会計調整）を包括利益計算書上で独立した行項目として表示する。

なお、今回のグループ及びネット・ポジションに関する議論は、まだ検討を始めたばかりであり、今後、さらに継続して議論されることになっている。その議論の進展いかんでは、暫定合意が見直される可能性がある。

(2) リスクの構成要素のヘッジ（ヘッジ対象としての適格性）

2010年2月の合同会議で、リスクの構成要素（リスクごとの分離（bifurcation-by-risk））がヘッジ対象として許容されるかどうかに関して議論が行われ、IASBは、金融商品に対しては、リスク構成要素が、ヘッジの有効性を判断する観点から、個別に識別可能でありかつ測定可能であるならば、リスク構成要素に対するヘッジ会計を許容すべきことに暫定合意している（非金融商品に対しても、同様な取扱いをすることに対する支持は多かったが、この点については暫定合意されていない）。一方、リスク構成要素へのヘッジ会計の適用のため、ヘッジの有効性を判断する観点から、リスク構成要素が、個別に識別可能でありかつ測定可能であるべきであるというアプローチをさらに検討することがスタッフに指示された。また、FASBは、金融商品に対してリスクごとの分離アプローチを開発することに暫定的に合意し、スタッフに対して、そのアプローチの検討を行うことを指示した。

今回は、このような流れを受けて、契約上特定されているリスク構成要素（contractually specified risk component）をヘッジ対象として指定できるようにすべきかどうか議論された。

議論の結果、リスク構成要素が金融項目又は非金融項目に含まれているかどうかに関わらず、契約上特定されているリスク構成要素はヘッジ対象として指定することができるべきであることが暫定的に合意された。

IASBとFASBの合同会議

1. 収益認識

今回は、再購入契約及び企業の通常活動の成果ではない資産の販売の取扱いについて議論が行われた。

(1)再購入契約

今回は、非金融資産（分割などできないものを想定）の再購入契約のある販売の場合に、買手が当該資産の支配を取得したかどうかを、売手がどのように決定するかについて議論が行なわれた。

議論の結果、次のような適用ガイダンスを公開草案に含めることが暫定的に合意された。

- (a) 買手が、報告企業（売手）に対して資産を再購入するように求めることができる無条件の権利（プット・オプション）を有している場合には、買手は、当該資産の支配を取得しており、報告企業は、当該契約を返還権付製品販売と同じように会計処理しなければならない。
- (b) 報告企業（売手）が、再購入する無条件の義務（先物契約）又は無条件の権利（コー

ル・オプション)を有している場合には、買手は、当該資産の支配を取得していない。報告企業は、再購入契約を次のように会計処理しなければならない。

- ・ 報告企業が、当初の販売価格よりも低い価格で当該資産を再購入しなければならない場合には、IAS第17号(リース)に準拠して、リースとして会計処理する。
- ・ 報告企業が、当初の販売価格よりも高い価格で当該資産を再購入しなければならない場合(すなわち、買手が報告企業に対価の純額を支払わなければならない場合)には、融資契約として会計処理する。

(c) 販売及び再購入契約が融資契約である場合には、報告企業(売手)は、継続して資産を認識し、買手から受領した対価を金融負債として認識する。報告企業は、買手から受領した対価と買手に支払う対価の差額を金利又は保有コストとして認識する。

また、FASBは、サブトピック470-40(負債 製品金融契約(Debt-product financing arrangements))を削除することに暫定的に合意している。

(2)通常活動の成果ではない資産の販売

ここでは、企業の通常活動の成果ではない資産(すなわち、IAS第38号(無形資産)が規定する無形資産及びIAS第16号(有形固定資産)が規定する有形固定資産。以下、「非金融資産」という。)の販売に対して、現在検討中の収益認識のモデルを適用すべきかどうかについて議論が行われた。

議論の結果、報告企業は、企業の通常活動の成果ではない非金融資産の販売に対して、収益認識プロジェクトで検討中のモデルを適用すべきことが暫定的に合意された。したがって、報告企業は、次のように会計処理することになる。

- (a) 買手が非金融資産の支配を取得した時点で、当該非金融資産の認識の中止を行なう。
- (b) 非金融資産の取引価格と簿価の差額を、取引日に、損益として認識する。取引価格は、取引日に、報告企業によって合理的に見積もられる金額に限定する(すなわち、取引日の公正価値による見積りを求めない)。

2. 連結

今回は、投資会社の親会社の会計処理、規制ファンドにおける代理人関係、区分表示及び経過措置に関する議論が行われた。

(1)投資会社の親会社の会計処理

2010年4月の合同会議では、投資会社が支配している投資(子会社)を公正価値で測定するという投資会社の会計処理は、投資会社の親会社の連結財務諸表においてもそのまま維持することが暫定的に合意されている(投資会社の定義に関しては、5月4日の臨時

会議の報告を参照)。すなわち、親会社も投資会社であり、その傘下に子会社として投資会社を有している場合には、当該子会社である投資会社に適用されている投資子会社への投資を公正価値で測定する会計処理が、親会社である投資会社レベルでも維持されることになる。これは、子会社である投資会社段階では、その投資子会社を連結処理することは求められないということであり、子会社をすべて連結するという原則に対する例外となる。そして、親会社が投資会社である場合には、子会社である投資会社で認められた投資子会社への投資を公正価値で測定するという処理（連結除外）が、親会社の連結財務諸表レベルでも維持されることになる。

今回は、これに関連して、親会社における投資会社の会計処理について議論が行われた。スタッフからは、投資会社の投資子会社が親会社の株式を保有する例や親会社の子会社である投資会社を通じて投資子会社に投資をする一方、当該親会社の別の子会社（投資会社ではない）を通じて、同じ投資子会社に投資が行われている場合などの例が示され、これらをどのように扱うかなどについて議論が行われた。

議論の結果、2010年4月の暫定合意を改訂し、投資会社の親会社が投資会社でない場合（すなわち、事業会社である場合）には、投資会社が支配している投資子会社を公正価値で測定する会計処理は認めず、他の連結子会社と同様に、連結処理を行うことが暫定的に合意された。

(2)規制ファンドにおける代理人関係

今回は、投資家の利益となるようにファンドが運営されることを目的に、法律又は規制によって厳しく規制されている規制ファンド（regulated funds）の意思決定者（ファンド・マネジャー）が本人か代理人かを判断するために、それ以外の場合の本人か代理人かを判断するためのガイダンスに加えて、追加すべきガイダンスがあるかどうか議論された。

2010年3月の合同会議では、意思決定権限が委譲されている当事者の行動が代理人としてのものか本人としてのものを評価する際には、当事者の意思決定権限、報酬の形式やその他の関与から受け取るリターン、解任権や類似の参加権など、すべての事実及び状況を考慮して判断すべきとされ、次の要素を検討すべきことが暫定合意されている。

(a) 意思決定者が代理人又は本人のどちらかを評価する際には、評価は、意思決定者、管理されている企業及び他の持分保有者の全体的な関係に基づいて行われなければならない。そして、次の要素のすべてを考慮しなければならない。

- ・ 意思決定権限の範囲
- ・ 他の当事者によって保有されている権利
- ・ 意思決定者に対する報酬
- ・ 意思決定者が企業に対して有する他の持分の故に意思決定者がさらされているリターンの変動性に対するエクスポージャー

(b) 支配を評価する際には、報告企業が関連当事者との間に持つ関係の性質が、当該関連

当事者が報告企業のために行動しているというものであるときには、当該関連当事者の関与及び持分が、報告企業のものであると考えなければならない。また、報告企業の活動を左右できる者が、他の企業が報告企業のために行動することを左右する能力を持っている場合にも、同様のことがあてはまると考えること。さらに、最終基準には、潜在的な関連当事者のリストを含めること、及び、報告企業と関連当事者がグループとして、支配要件を満たす状況に関する米国会計基準のガイダンスと同様なガイダンスを含めること。

- (c) 仕組み企業(structured entity)に関する記述を最終基準の中に含める。その記述は、変動持分事業体に関する米国会計基準のいくつかを要素を組み込んだものとなる。

今回の議論では、法律又は規制によって厳しく規制されている規制ファンドでは、そのような規制が、ファンド・マネジャーが自らの利益のために本人として行動すること不可能とするという考え方と、そのような規制があっても、ファンド・マネジャーが本人となる可能性を排除すべきでないという考え方とが検討された。

議論の結果、後者の考え方を採用することとし、その際の判断に当たっては、2010年3月の合同会議で暫定合意された諸要素を勘案して総合的に判断すべきことが暫定的に合意された(このため、規制ファンドのための特別なガイダンスは作成しないこととされた)。

(3)区分表示

S F A S 第 1 6 7 号 (F A S B 解釈指針第 4 6 R 号の改訂) では、連結変動持分事業体 (variable interest entity) の債務だけを決済することを目的とする資産と、報告企業の一般債権へ遡及しない負債とを、財政状態計算書上で区分表示することを求めている。今回は、新しい連結基準でもこれと同様に、被連結企業 (consolidated entities) のいくつか又はすべての資産又は負債をそれ以外の資産又は負債と区分して表示することを認めるか又は区分表示を強制すべきかを検討することが議論された。議論は、F A S B とともに行なわれたが、意思決定は、I A S B に対してのみ求められた。

議論の結果、I A S B は、負債の決済のみに用いられている資産のように、その用途が限定されている資産及び負債の一部を、連結財務諸表上、区分表示することを要求しないことに暫定的に合意した。そして、スタッフに対して、ある特定の負債の決済のためのみに用いられる連結財務諸表上の資産のキャッシュ・フローに対する報告企業のアクセスに対する制限を開示すべきかどうかに関して、さらに検討することが指示された。

(4)経過措置

今回、経過措置が議論され、以下のとおりの内容が暫定合意された。なお、改訂後基準の早期適用を認めることも暫定合意されている。

状況	経過措置に関する暫定合意
旧基準の下では連結除外であったが、改訂後基準では連結対象となる場合	報告企業が支配を取得したときから、改訂後基準に基づいて当該子会社を連結していたかのように、資産、負債、非支配持分を測定する。 これが実行不能な場合には、報告企業は、取得法の適用が実行可能な最も早い時期から取得法を適用する。
旧基準では連結されていたが、改訂後基準の適用の結果、連結除外となる場合	旧基準の下で連結されていた持分を、当該企業に関与するようになった当初から又は当該企業を支配しなくなったときから、あたかも当該持分を（連結以外の適切な方法で）会計処理していたかのように会計処理する。 これが実行不能な場合には、報告企業は、実行可能な最も早い時期において、資産、負債、非支配持分の認識の中止を行ない、その時点の公正価値で持分を認識する。

3. リース

今回は、貸手の会計処理に関して議論が行われ（特に、認識の中止アプローチ）次のような暫定合意に達している。

なお、FASBは、貸手の会計処理として、履行義務アプローチを選好しているが、IASBは、混合モデル（hybrid model）を選好しており、両者の考え方は統一されていない。混合モデルとは、ある種のリース取引に対しては、認識の中止アプローチを、そして、それ以外には、履行義務アプローチを採用しようというもので、今回、スタッフに対して、このモデルをさらに開発することが指示された。

貸手の論点	暫定合意
履行義務の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 履行義務アプローチの下では、貸手は、「リース期間にわたって、リース資産を継続して借手が利用することを許容する」という単一の履行義務を有する。 当該履行義務は、リース期間にわたって継続的に履行され、それに伴って収益が認識される。 リース資産とは別に、リース債権と履行義務が認識される。
認識の中止アプローチの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 認識の中止アプローチには、完全認識の中止アプローチと部分認識の中止アプローチの2つがあるが、IASB及びFASBは、認識の中止アプローチとしては、後者が適切である点について暫定合意している。 前者では、リース資産の簿価全額の認識の中止を行ない、リース債権及び残余価値資産を認識する。 後者では、リース資産は資産の束で構成されており、それを分割できると考えている。そして、リース取引の対象となった部分のみの認識の中止が行なわれる。 認識が中止された部分に対しては、収益が認識され（売上高及び売上原価）、リース債権が認識される。

貸手の論点	暫定合意
残余資産(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・残余資産には、リース資産の従前の簿価を配分する。 ・当初認識時以後は、減損の場合を除き、再測定はしない。
オプションの取扱い(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸手が当初に認識する残余価値には、50%超の可能性のある中で最長のリース期間末における資産価値を反映しなければならない。 ・予想リース期間の見直しがある場合には、改訂後のリース期間を反映するように残余価値を再測定しなければならない。 ・リース期間の再評価を、新たな認識の中止又は再認識する事象として取り扱う。すなわち、残余価値の一部の認識の中止及び再認識が行なわれることになる。 ・購入オプションの付いたリースの貸手及び借手の会計処理については、さらに検討することがスタッフに指示された。
偶発リース料(変動リース料)及び残価保証(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・偶発リース料の変動(偶発リース料の変動が、業績又は指標に基づく場合や利用量に基づく場合に拘わらず、すべての偶発リース料の変動)は、すべて当期純利益で認識する。 ・残価保証の変動もすべて当期純利益で認識する。
サブ・リース(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・リースから生じる資産及び負債に対して、異なるガイダンスは提供しない。 ・中間の貸手は、サブ・リースから生じるすべての資産及び負債を、財政状態計算書上、グロスで表示しなければならない(サブ・リースの中間の貸手は、ヘッドリースの借手としての会計処理とサブ・リースの貸手としての会計処理を行なう)。
表示(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・リース債権は、財政状態計算書上、他の債権と区分して表示する。 ・残余資産は、財政状態計算書上、有形固定資産の中の別の行項目として表示し、注記で資産の種類別(class of assets)に開示する。 ・包括利益計算書上では、ビジネスモデルに基づき、収益と売上原価をグロス表示する(貸手によってグロス表示する場合とネット表示する場合がある)。
開示(認識の中止アプローチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・履行義務アプローチにおける開示に比べて、残余資産に関する開示(期首から期末までの変動表や残余資産の測定に関する前提及び不確実性)を追加。 ・サービス債務に関する開示も追加。

4. 概念フレームワーク(財務報告の目的及び質的特性)

今回は、財務報告の目的(第1章)における受託責任の取扱い及び質的特性(第3章)のうち重要性の取扱いの2つについて議論が行われた。概念フレームワークの第1章及び第3章は、基準化の最終段階であるが、投票の過程でボードメンバーからこの2つに対する懸念が提起され、議論が行なわれた。

(1)財務報告の目的

現在最終段階にある第1章「財務報告の目的」では、財務報告の目的を次のように表現し

ている。

「一般目的財務報告の目的は、企業に資源を提供することに関する意思決定のため、及び、報告企業の経営者及び意思決定機関が、当該企業に提供された資源の効率的又は有効利用を行ったかどうかに関する評価を行うために有用な報告企業に関する財務情報を提供することである。」
ボードメンバーから寄せられた指摘は、一般目的財務報告の目的が2つあるような表現となっているが(下線部参照)、これを前者1つのみにすべきというものであった。後者の表現は、いわゆる受託責任(stewardship)の評価のための情報提供に関するものであるが、この表現では、受託責任の評価のための情報提供が、投資家への意思決定情報の提供と並立した財務報告の目的となっている。

議論の結果、財務報告の目的は、投資家への意思決定情報の提供のみに絞るべきとされ、受託責任については、企業へのキャッシュ・フローの流入の予測に、「報告企業の経営者及び意思決定機関が、当該企業に提供された資源の効率的又は有効利用を遂行したかどうかに影響する」といった表現で言及することが暫定的に合意された。

(2)質的特性(重要性の位置づけ)

現在最終段階にある第3章「質的特性」では、質的特性は、次のように分類することとなっている。

質的特性の分類	含まれる特性・構成要素
基本的質的特性	目的適合性(relevance)さらに、予測価値(predictive value)及び確認価値(confirmatory value)という2つのサブ特性を内包する。 忠実な表現(faithful presentation)。さらに、完全(complete)中立(neutral)及び無誤謬(free from error)という3つのサブ特性を内包する。
補強的質的特性	比較可能性(comparability) 検証可能性(verifiability) 適時性(timeliness) 理解可能性(understandability)
財務報告に対する制約条件	<u>重要性(materiality)</u> 費用(cost)

この最終案に対して、ボードメンバーから、重要性は、目的適合性と意味するところが同じなので、目的適合性との関係でのみ説明されるべきであるとの指摘を受けて、今回、「重要性」の取扱いが議論された。重要性は、IASBの現在の概念フレームワークでは、目的適合性との関連で説明されているが、FASBのフレームワークでは、信頼性(新たな概念フレームワークでは、「表現の忠実性」と)との関係でも説明されている。

両者の統合された概念フレームワークの検討では、重要性は、目的適合性に加え、表現の忠実性にも関連する独立した項目として位置付けることとし、さらに、重要性は、目的適合性及び表現の忠実性といった情報そのものの特性を示すものではなく(したがって、意

思決定に有用な情報であるための質的特性であるというより)、情報が、企業に関連する利用者の決定に影響を与えるのに十分な程度に重要であるかを決定するフィルターとして位置付けられるべきであるとされていた(すなわち、「財務報告に対する制約条件」の1つとされていた)。

しかし、今回、ボードメンバーの指摘を受けて、スタッフから、重要性は、目的適合性との関係でのみ説明されるべきであるので、目的適合性のサブ特性とするように変更すべきとの提案が示された。最終案では、重要性は、「情報を欠くこと又は情報を間違えて記述することが、報告企業の財務情報を基に利用者が行う意思決定に影響するのであれば、当該情報は重要である」というように説明されているが(QC34)、一方、目的適合性は、「目的適合的な財務報告情報は、利用者の行なう意思決定に差異をもたらす能力のあるものである。」(QC6)とされており、両者の内容にほとんど差異はなく、重要性を目的適合性のサブ特性とすることが適切だというのが変更の理由である。

議論の結果、スタッフの提案が暫定的に合意された。

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。